

博 士 学 位 論 文

内容の要旨および審査結果の要旨

第 9 集

2018（平成30）年度

東 京 神 学 大 学

本号は、学位規則（昭和 28 年 4 月 1 日文部省令第 9 号、平成 25 年 4 月 1 日改正施行）第 8 条による電子公表と併せ、2018 年度に本学に於いて博士の学位を授与した者の論文の内容の要旨および論文審査結果の要旨を収録し、印刷公表に供するものである。

氏 名： 本城 仰太（神奈川県）

学位の種類： 博士（神学）

学位記番号： 乙第8号

学位授与の要件： 学位規則（昭和28年4月1日文部省令第9号）第4条第2項

学位授与の日付： 2018年4月17日

学位論文題目： 「テルトゥリアヌス神学の研究

——信仰の基準（Regula Fidei）を中心に——」

審査委員会： 主査 東京神学大学教授 関川 泰寛

副査 東京神学大学名誉教授 棚村 重行

副査 ルーテル学院大学名誉教授 鈴木 浩

内容の要旨

テルトゥリアヌス神学の研究

— 信仰の基準 (Regula Fidei) を中心に —

本城仰太

二世紀から三世紀にかけて生きたテルトゥリアヌスは、教父の中でも注目される存在であり、特に最初のラテン教父としてキリスト教界に多大な影響を残した人物である。彼はキリスト教著作家として、ローマ社会や論敵たちと向き合い、キリスト教信仰の礎を築く著作活動を行った。

実際に多くの研究者たちがテルトゥリアヌスのこのような重要性を認識し、様々な研究成果を公にしてきた。研究手法としては、他教父と比較する手法、テルトゥリアヌスが用いたラテン語の用語をめぐる手法など多岐にわたるが、本論文はテルトゥリアヌスの体系的な神学研究に取り組むものである。テルトゥリアヌスの著作は現存しているものだけで31もの著作があるが、初期と後期の著作において神学的な大きな変化がみられるのだろうか。それとも何か一貫した神学的土台があるのだろうか。本論文はテルトゥリアヌスの神学の核に「信仰の基準」(regula fidei)があったことを主張するものである。

テルトゥリアヌスの生涯において、カトリック教会からモンタノス主義に転向したことが知られている。このことによってももちろん彼の神学に多少の変化があったことは否めない。特に倫理面に関しては多くの研究者がそのことに同意している。しかしカトリック期においてもモンタノス期においても、彼は「信仰の基準」を土台にして論じているのは事実である。しかもそれは教義的な事柄だけではなく、倫理的な事柄も含めてすべてにおいて及んでいるものである。本論文でまずテルトゥリアヌスの生涯と著作を論じ(第2章)、その後、聖書論(第3章)、創造論(第4章)、キリスト論(第5章)、三位一体論(第6章)、教会論(第7章)、終末論(第8章)、倫理の問題(第9章)を論じていくが、それらすべてに「信仰の基準」が核としてあったことを明らかにする。テルトゥリアヌスは激動の時代を生き抜き、教会人として、またモンタノス主義者として著作活動を行ったが、彼が「信仰の基準」を土台として著作をしたことによって、ラテン教父として、正統信仰の擁護者としての第一人者になったことを本論文で論じていく。

第1章「序論」では、テルトゥリアヌスの研究史および「信仰の基準」の研究史をまと

めた。日本においては、テルトゥリアヌスの全著作の三分の一ほどの邦訳が存在し、テーマ別の小研究は存在するものの、体系的な神学研究は皆無であるため、本論文は今後のテルトゥリアヌス研究にも資するものとなるであろう。また、「信仰の基準」をめぐっては、固まりつつある信条や信仰告白、洗礼式の際の式文、聖書の主題や概要を言い表したものの、論敵に対する教理擁護のための武器など、様々な研究者たちの意見を紹介したが、本論文では「信仰の基準」が一つの座だけではなく、使徒以来の教会の伝統として様々な座に結び付いていたものであり、言葉化するとすれば、父・子・聖霊なる神への信仰告白となるものであると定義付けた。

第2章「テルトゥリアヌスの生涯と著作」では、彼の生涯における様々な問題を、過去の研究も踏まえつつ論じた。古典的なテルトゥリアヌス像を揺さぶった Barnes の意見を紹介しつつ、テルトゥリアヌスが司祭だったのか、法律家だったのか、回心してキリスト者になったこと、モンタノス主義に傾倒したことなどを論じた。特に彼がモンタノス主義に傾倒したことが神学的にも重要なことになるが、本論文ではカトリック期でもモンタノス期でも、「信仰の基準」を土台とする神学に変化が見られず一貫しているとの結論を出した。また、テルトゥリアヌスの残存している31の著作についても、Barnes らの過去の研究を紹介した上で、テルトゥリアヌスの執筆期間中に起こった歴史的出来事（戦争、迫害、教会内の出来事など）を踏まえつつ、本論文としての各著作年代を確定した。

第3章「聖書論」では、テルトゥリアヌスの時代にすでに少なくとも一部はラテン語の聖書が存在していた史実を確認し、イエス・キリストから使徒、使徒から教会へと連綿と続いてきた「信仰の基準」の伝統に基づく聖書を彼が考えていたことを概観した。この伝統における最初期の頃、まだ書かれた聖書なるものは存在していなかった。テルトゥリアヌスもそのことを認め、「その後にもろもろの書簡によって」（『異端者への抗弁について』21）文書化されていくプロセスがあると主張している。しかし口伝の時代であろうと文書化された時代であろうと、その中に「信仰の基準」があったのである。この「信仰の基準」に寄り立つ者こそが、真の意味で聖書を所有することができ、正しく聖書解釈をすることができるとのテルトゥリアヌスの考えは筋の通ったものであり、論敵との戦いを優位に進めることができた。

第4章「創造論」では、テルトゥリアヌスが先人たちから受け継いだ「無からの創造」の教理と「信仰の基準」の二つが、彼の創造論に染みわたっていたことを論じた。「無から

の創造」は多くのキリスト教作家たちによって論じられてきたが、エイレナイオスにおいてその教理の完成を見るというのが本論文の立場である。エイレナイオスは論敵との戦いにおいて、丁寧に「無からの創造」を論じたが、テルトゥリアヌスはほぼ無前提に「無からの創造」を持ち出すことができた。「信仰の基準」にも「無からの創造」の教理が含まれていることが確認され、両者は矛盾することなく結びついていると言えよう。悪の責任を創造の神に帰そうとするグノーシス主義やマルキオン主義をはじめとする様々な論敵たちに対して、この二つの軸があったからこそ、彼が強力な論駁を展開することができたのである。また、神の創造の力が、創造論においてだけでなく、受肉や救済の教義とも密接に関連している神学をテルトゥリアヌスが展開していることを確認した。

第5章「キリスト論」では、肉体を軽視する論敵たちに対して、テルトゥリアヌスはキリストの霊と肉における両実体の問題に取り組んだことを見てきた。彼の周囲には、キリストの神性あるいは人性を否定する論敵たちが存在したが、特にテルトゥリアヌスが戦った論敵たちの多くは人性を否定する者たちだった。その論敵たちに対する彼の最大の主張点は、霊と肉が「混同されることなく結合している二重の本質」(『プラクセアス反論』27)であるということであった。霊と肉が分離するのでも、混じり合って第三のものが生じるのでもない。ここに「神にして人であるイエス」という後のカルケドンの定式を明言したのであり、そのことがそのまま論敵に対する反駁となった。さらに、終末の裁きにおいても、キリスト者の肉がキリストに結ばれた完全な肉として復活するという点を強調し、救済の観点から肉体の積極面を論じることができたのである。

第6章「三位一体論」では、過去の先行研究を踏まえ、テルトゥリアヌスが用いた三位一体論に関する用語をまず考察した。trinitas, status, substantia, potestas, gradus, forma, species, persona というラテン語の用語が、どこに由来し、テルトゥリアヌスがどのような意味を込めて用いていたのかを論じた。それらの用語を駆使しながら、モナルキア主義者の論敵であるプラクセアス、ヴァレンティノス、カトリック教会の信徒(モナルキア主義的になっているところがあり、テルトゥリアヌスが教化を試みた)に対して、彼は神のモナルキア(単一支配)が守られた形での「三にして一なる神」を、聖書をもとに展開していった。また、彼が表明した「信仰の基準」の言葉の中にも、三位一体の定式(三者ないし二者が入り組んだ構造になっている)がふんだんに見られることを確認した。

第7章「教会論」では、テルトゥリアヌスが特に「聖なる教会」を強調し、それを名実

ともに展開しようとしていることを取り上げて論じた。ニカイア・コンスタンティノポリス信条では教会のことを「唯一の、聖なる、公同の、使徒的教会を信ず」と告白しているが、彼は「聖なる」教会を重視し、教会に属する者たちの「キリストの花嫁」としての貞節を重んじている。貞節の内容についても具体的に踏み込み、赦される罪と赦されない罪についても論じている。このような倫理問題が引き金となり、彼はカトリック教会から距離を置いてモンタノス主義に傾倒したが、カトリック期においてもモンタノス期においても、彼が教会の分裂を考えていたのではなく、一つの教会を主張し、「信仰の基準」を保持する者たちによる真の「聖なる教会」を目指していたことを確認した。

第8章「終末論」では、テルトゥリアヌスの「千年王国」「陰府」「天使に等しいもの」という考え方を概観した。地上を歩み、魂が「陰府」における中間状態を経験し、そして「千年王国」が終わった後で、聖なる者たちの肉体が復活してその魂と結びつき（ここでの結びつきは、キリストの両本性の完全な結びつきと同様、完全なものである）、ようやく完成へと至るプロセスを彼は考えていた。まさに「最後まで耐え忍ぶ者は救われる」という言葉にふさわしい終末論であり、その終末論は倫理の問題と結びついていた。また、「信仰の基準」の言葉の中に終末論が強調されており、テルトゥリアヌスが救済や倫理との問題の関わりの中でとりわけ重視していた神学であることを確認した。

第9章「倫理の問題」では、倫理の諸問題、すなわち「処女のヴェールをめぐる問題」「結婚をめぐる問題」「兵士の冠をめぐる問題」「殉教をめぐる問題」の四つを取り扱った（さらにもう一つの倫理問題である「罪と赦しの問題」については第7章「教会論」で論じているので、本論文で論じている倫理問題は全部で五つである）。彼が倫理問題を考える際の思考方法として、基準(*regula*)、聖書(*scriptura*)、自然(*natura*)、規律(*disciplina*)、慣習(*consuetudo*)という序列があったことを確認した。つまり諸問題を、基準ではっきりしなければ聖書、聖書ではっきりしなければ自然…、というように、より上位のものをもとにして考えていくのである。カトリック期でもモンタノス期でも、彼は倫理問題を積極的に論じ、多少の変化は見られるものの、この序列に基づく考えに変化が見られないことを示した。さらに、教義における問題でも「信仰の基準」が土台になって論じられていたが、倫理においても基準(*regula*)が最上位にあるため、テルトゥリアヌスが教義と倫理の分離を考えず、「信仰の基準」をもとに一つの問題と考えていたことも論じた。つまり、「信仰の基準」から逸脱すれば、教義的にも倫理的にも誤ってしまうというのが、彼の基

本線だった。教義においても倫理においても、彼はパラクレートス（聖霊）による導きを考えており、教義と倫理の分離は彼の中にはなかったのである。

このように、テルトゥリアヌスの神学全体に「信仰の基準」が行き渡っている。テルトゥリアヌスの全 31 著作のうちに出てくる「信仰の基準」の言葉が記されているのは四箇所のみであるが、他の箇所でも「基準」や「真理」などという言葉が多用され、あらゆる議論が「信仰の基準」をもとに展開されているのである。本論文で確認してきたように、「信仰の基準」が用いられているのは、教義的な著作や論争的な著作に限らず、弁証的な著作や倫理的な著作にまで及ぶのである。

このことと関連するが、テルトゥリアヌスの神学を体系的に高く評価することができる大きな理由が、彼の著作が 31 も残存していることである。この時代のラテン教父として、これほど多くの著作が残っているのは、後の時代のアウグスティヌスを除き、類例を見ることはない。テルトゥリアヌスに先立つこと 20～30 年であるが、リヨンの司教にエイレナイオスがいた。神学的にももちろん高く評価できるが、彼の大著『異端反駁』と『使徒たちの使信の説明』の二著作のみしか残存していない。この二著作から、「異端との戦い」、「創造論」、「救済論」などの神学を探ることができるが、本論文で論じたような「聖書論」、「三位一体論」、「教会論」、「終末論」、「倫理の諸問題」などはほとんど探ることができず、エイレナイオスの神学を体系的に構築することができないのである。

多方、テルトゥリアヌスには 31 の著作があり、弁証、教義、論駁、倫理など、あらゆるものがそこには含まれており、彼の神学的な思考がよく分かる。しかもあらゆることが「信仰の基準」を土台にして考えられていた。「信仰の基準」はイエス・キリストから使徒、使徒から教会へと受け継がれていた教会の伝統であり、テルトゥリアヌスにとって、これを保持する者は教義的にも倫理的にも真のキリスト者であった。キリスト教を弁護し、教義問題を論じ、論敵と戦い、倫理問題を論じたテルトゥリアヌスの神学に、「信仰の基準」という核があったからこそ、首尾一貫した議論を展開することができたのである。それゆえにこそ、テルトゥリアヌスは最初のラテン教父として、第一人者の地位を築いたのである。

「信仰の基準」は今日で言うところの信条や信仰告白にあたるが、これを土台にして神学を展開し、神を神として信じ、神を神とする生活を追求したテルトゥリアヌスの姿から、今日の教会も大いに学ぶところがあるだろう。

審査結果の要旨

博士論文審査要旨

関川泰寛

本審査要旨は、本城仰太氏の東京神学大学大学院学位「博士（神学）」の請求論文の審査報告である。本城仰太氏の学位請求論文は、「テルトゥリアヌス神学の研究—信仰の基準 (Regula Fidei) を中心に一」という表題によって、2016年10月25日に提出された。本文は、A4版で195頁、文献表13頁を合わせて208頁である。研究科委員会は、論文提出と同時に、関川泰寛教授（指導教授、主査）、棚村重行東京神学大学名誉教授（副査）、鈴木浩ルーテル学院大学名誉教授（副査）の3名による審査委員会を構成した。審査委員会は、2017年9月28日（木）午後2時～3時45分まで、本城仰太氏の出席を求めて、論文についての審査を行った。審査の結果、本学位請求論文は、学術的な水準に十分達した、オリジナルなものであることを認め、審査委員会では合格点を与えたので、教授会メンバーの回覧をお願いする。

本論文の趣旨と特質

本城仰太氏の学位請求論文は、2～3世紀に生きたテルトゥリアヌスの神学の研究である。テルトゥリアヌスは、キプリアヌスを経てアウグスティヌスにいたるラテン教父の系譜に位置づけられ、聖書論や教会論、三位一体論、倫理の諸問題について神学的な思索を行った教父として知られている。テルトゥリアヌスの残存する著作は31にも上り、そこに見出される神学思想を主題ごとに詳細に研究することが可能である。

我が国においては、テルトゥリアヌス神学に関する研究書、研究論文はほとんど見られず、わずかに、『護教論』『プラクセアス反論』『倫理論文集』（いずれも教父著作集、教文館所収）『洗礼論』（『中世思想原典集成初期ラテン教父』、平凡社所収）などの翻訳と解説があるだけである。

諸外国では、すでにテルトゥリアヌス研究は長い歴史を持ち、多くの学術書、論文が公刊されている。本城仰太氏は、それら外国語の二次史料を研究するとともに、31の残存するテルトゥリアヌスの著作を一次史料として精読し、テルトゥリアヌス神学の主要なテーマを選び、各テーマと結びついて出て来る「信仰の基準 (regula fidei)」との関係を分析することによって、テルトゥリアヌス神学に一貫する特色を明らかにした。

このような研究は、我が国において先駆的な意義を持つだけでなく、これまでのテルトゥリアヌス研究の新境地を開く研究として評価できる。とりわけ、31の著作の成立年代を精査することで、初期の思想から、モンタノス主義に傾斜す

る後期の思想の一貫性を解明して、テルトゥリアヌス神学全体の特色を明らかにすることができた。

現代の教父研究の多くは、きわめて限定された主題を扱う特殊で断片的な研究であって、古代教父の神学のトータルな見取り図や神学を扱うことが非常に少なくなってきた。国際教父学会の発表も、そのような傾向を帯びている。しかし、そのために、古代ローマ史や新約学、中間時代の諸研究との学際的研究の新分野が開かれたことも事実である。

しかし、文献学的な特殊研究は、神学的考究を等閑に付す傾向が強く、そのために、古代教父の神学思想や神学の中心主題を解明する大きなパースペクティブを欠いていることが少なくない。本城氏の論文は、この意味で、現代の教父研究の成果を踏まえつつ、テルトゥリアヌス神学の全体像を明らかにする意欲的な試みと言える。

本論文の構成と概要

第1章では、テルトゥリアヌスの研究史とともに、テルトゥリアヌスやエイレナイオスの時代の「信仰の基準」についての研究史もあわせて紹介される。「信仰の基準」(*regula fidei*)とは、3~4世紀の諸洗礼信条や会議で作成された諸信条が古代教会で共有される以前に、父と子と聖霊なる神、あるいは父と子なる神への信仰を言い表した、一定程度の定式化された規範となるような言葉である。テルトゥリアヌス自身は、*regula fidei* という言葉を全著作の中で4度だけ使用しているにすぎないが、単なる *regula*, あるいは *regula veritatis* など、ほぼ同義の概念を頻繁に使用している。本城氏は、この *regula* の背後にある「生活の座」が一つに限定されたものではなく、使徒以来の教会の伝統として、様々な座に結び付いた信仰規範であり、それゆえに、相当に流動的で、固定化していない言葉と考えている。

このような *regula fidei* 理解の前提に立つために、歴史批評的方法論が貫徹されていないのではないかという印象を与えることになる。流動的な、未確定なるものをテキストにして、テルトゥリアヌス神学の全体像を演繹することがそもそも可能なのかという問いが当然生じる。この点は、審査の段階でも問題にされたが、むしろ流動性のある言葉として *regula*, *regula fidei* を理解することで、テルトゥリアヌスとその規範との関わりの中で、自らの神学を形成していった特色を解明できることも事実である。

第二章は「テルトゥリアヌスの生涯と著作」を扱う。特に、古典的なテルトゥリアヌス像を揺るがしてきたバーンズの見解と批判的に向き合いつつ、テルトゥリアヌスの生涯と著作を再検証している。その結果、テルトゥリアヌスがモン

タニズムへと傾斜していった年代をほぼ確定し、31 著作の年代決定を行った。

その結果、テルトゥリアヌスは、モンタニズムへと転向した後も、「信仰の基準」を基礎とした神学に変化は見られず、テルトゥリアヌス神学の一貫性が明確にされる。「信仰の基準」という視野から、テルトゥリアヌスの著作を読み直すことで、テルトゥリアヌス神学の全体像を解明できたところに本論文の大きな価値がある。

第三章「聖書論」では、テルトゥリアヌスにあっては、「信仰の基準」に基づいて、聖書が理解されていたことを明らかにする。書かれた聖書がまだ結集されておらず、口頭伝承がなお流布している時代に、「信仰の基準」が聖書解釈の規範としての役割を果たし、論敵との対峙を可能にした点が明らかになる。

第四章は、「創造論」を扱う。すでに弁証家アンティオケのテオフィロスやエイレナイオスらに見られる「無からの創造」の教理と信仰の基準が、テルトゥリアヌスの創造論には、分かちがたく結びついていることが明らかにされる。テルトゥリアヌスの「信仰の基準」には、「無からの創造」の教理が含まれており、これによって、悪の原因を創造者なる神に帰そうとするグノーシス主義やマルキオン主義との対決を可能にしたことが明らかにされる。テルトゥリアヌスの『護教論』は、このような教理の継承によって執筆が可能になった。さらに、神の創造の力は、受肉や救済の教理とも関連づけられている。この章では、テルトゥリアヌスやエイレナイオスが、「信仰の基準」を掲げることで、反グノーシス主義の神学構築に成功したことが論証される。この点は、4 世紀のニカイア神学の先駆けとしてテルトゥリアヌスの神学思想を評価する見解へとつながる。ニカイア神学の重要な特質は、受肉論と創造論の結びつきにあるが、その端緒は、ラテン教父の反グノーシス主義的神学の中心にあると推測させる。このような解明は、ラテン教父とギリシア教父の神学的な接点を明らかにする試みともなっていて興味深い。

第五章「キリスト論」では、4 章の論点がさらに展開される。ここでは、肉体を過小に評価する数多の論敵たちに対して、テルトゥリアヌスは、独特の論陣を敷いたことが考察される。テルトゥリアヌスの敵対者たちの中には、グノーシス主義的な前提ゆえに、キリストの人性を否定する人々が存在したが、テルトゥリアヌスにとっては、それは、「神にして人であるキリスト」の本性を見失わせるばかりではなく、神人の「混同されることなく結合している二重の本質」の奥義を見失った思想として斥けられるべきと考えられた。グノーシス主義的な前提では、肉の救い (*salus carnis*) は決して実現しないという確信がテルトゥリアヌスにはある。肉体こそ救済の要であるという主張こそ、テルトゥリアヌス神学の根幹をなすものであった。このようなテルトゥリアヌス神学の要は、すでに多くの教理史家によって論じられてきたが、本論文では、その特色を、「信仰の基準」

との関係に照らして解明している。

第六章「三位一体論」は、他の章とは異なった方法を用いている。まず三位一体に関わる諸用語 (*trinitas, status, substantia* など) の由来と意味を分析し、テルトゥリアヌスがこれらの用語を駆使しながら、プラクセアスなどのモナルキア主義者にどのように対峙したかを論じている。「信仰の基準」の中にも、三位一体的定式がすでに存在し、これが異なる教えに対する論駁の根拠となったことも指摘されている。

第七章「教会論」では、テルトゥリアヌスが教会の聖性を強調するとともに、聖性と教会に属するクリスチャンの倫理性との結びつきを論じている。テルトゥリアヌスは、教理に裏付けられた倫理性に対して、鋭い感覚を有していたが故に、後半生では、モンタニズムに接近した事情も明らかになる。さらにキプリアヌス以前にすでにテルトゥリアヌスが、「母なる教会」概念を有していたことも明らかにされる。

第八章「終末論」では、完成へと向かうプロセスが強調される、テルトゥリアヌスの終末論が持つ倫理的性格を明らかにしつつ、ここでも「信仰の基準」の中に、終末論が強調されていることが解明されている。

第九章「倫理の問題」では、テルトゥリアヌスが扱う倫理の諸課題、すなわち「処女のヴェールをめぐる問題」「結婚をめぐる問題」「兵士の冠をめぐる問題」「殉教をめぐる問題」を取り上げ、テルトゥリアヌスが、*regula, scriptura, natura, disciplina, consuetudo* という諸概念の序列によって、倫理的諸課題を考察する方法とその特色を論じている。このような思考方法は、モンタノス期以前でも以後でも変化はなく、教義問題とともに、倫理問題も、「信仰の基準」というより高い次元の規範によってその正当性が判定されている。その結果、「信仰の基準」から逸脱したものは、教義的にも、倫理的にも誤ったものとみなされ、正統と異端が区別されていない時代に、つまり定式化された信条の成立以前の時代に、教会が教義と倫理の規範確立の原動力となったものこそ、「信仰の基準」であったことが解明される。テルトゥリアヌス神学は、迫害下にあるキリスト教の教理と倫理が、「信仰の基準」に触発されて形成され、それゆえに31の多様な文書に、神学的な一貫性と統一性を読み取ることができることを明らかにしている。

本論文の評価と問題点

先に述べたように、本論文は、わが国における初めての本格的なテルトゥリアヌス神学の研究書である。残存するテルトゥリアヌスの31著作にあたって、彼の神学全体を概観し、「信仰の基準」という視点から、聖書論から、倫理問題に

いたる 9 項目にわたる主題の分析を行った。歴史神学的方法的な前提として、一次史料を十分読みこなし、分析する力量を示している。

ただし、「信仰の基準」について言及する 4 か所のテキストをまず掲げ、その異同とともに背後にある生活の座の考察から分析を始めるべきではなかったかという問いが、審査委員会の席上投げかけられた。本城氏の議論は、比較的長文の「信仰の基準」の 2 つのテキストから始めて、短文の他の二つのテキスト分析を後に回しているゆえに、その問題が指摘された。確かに、この問いを予想して、「信仰の基準」概念そのものの流動性と未確定性ゆえに、前提となる *regula fidei* テキストの確定から始める道をとらなかったことへの方法論的な選択の理由を述べる必要が認められる。さらに、全体の叙述がやや平板で、論理的な展開力が弱い点も指摘された。これもまた、本論文の改善すべき点であろう。

ただし、これらは、本研究論文の弱点というよりも、個性であって、この個性をどのように弁証し、論証の枠内にあることを説得的に展開していくことが、本城氏の今後の研究で問われていると見ることもできる。

本論文の評価すべき諸点を以下のようにまとめることができる。

第一に、テルトゥリアヌスの多面にわたる神学的著作の底流を流れる基調音、*regula fidei* が、テルトゥリアヌス神学の根幹をなすことを明らかにしている。*regula fidei* によってテルトゥリアヌスの聖書論、教会論、創造論、終末論などが、グノーシス主義、マルキオン主義、モナルキア主義などの思想へと傾斜することを防ぎ、後の共同信仰確立の端緒となることを明示することができた。言い換えれば、テルトゥリアヌス神学のトータルな提示は、わたしたちがコミットするキリスト教のルーツを、ニカイア信仰のより定式化が進んだ時代以前に見出すことができることを論証した。

第二に、テルトゥリアヌス神学の全体像を描き出す努力が結実している。そのために、邦訳の無い著作の読解にあたっては、本城氏自身がラテン語から日本語に訳出する地道な努力を続けた結果が示されている。

第三に、テルトゥリアヌスの生涯と著作の年代を再考したことで、モンタニズムへと傾斜していった時代とそれ以前の時代が明確に区分され、同時に、二つの時代の相違よりも、神学における継続性が明らかになった。テルトゥリアヌスは、モンタニズムに傾斜することで、前半生とは異なる思想世界へと転向したのではなく、共同信仰を生涯かけて貫く、信仰と神学の一貫性を保持していたことが明らかになった。

このような本論文の評価を覚えつつ、なお論じ足りない部分、これからさらに論ずべき課題が残されている。その一つは、テルトゥリアヌスの聖霊理解である。三位一体的な定式を「信仰の基準」から継承したテルトゥリアヌスは、エイレナイオスなどと同じように、神の二つの手としてのキリストと聖霊という理解を

持っている。さらにモンタノス期に、テルトゥリアヌスは、「パラクレートス」を多用しているが、ここに積極的な聖霊理解を読み取り、テルトゥリアヌスのモンタニズムへの接近を聖霊理解から考察する余地がなお残されている。このような聖霊論の考察は、今後の重要な課題となるだろう。

さらに、本論文では、 sacrament論が十分展開されていない。特に、テルトゥリアヌスは、『洗礼論』を書くことによって、洗礼についてはじめて本格的に論じた教父である。『洗礼論』において、古代教父の文献では、例外的に幼児洗礼への慎重な態度が読み取れる。これをどう解釈するかという問題も残されている。そこから触発されて、テルトゥリアヌスの sacrament論、幼児洗礼論、さらには、物素と sacramentの関係など、神学の重要な主題を扱うことができる。

審査当日の本城仰太氏とのディスカッション、質疑の内容を考慮しつつ、以上のような評価を共有した審査委員会は、本論文を東京神学大学博士（神学）論文として、合格の判定をくださった。

2017年10月1日